

令和3年度 小規模法人集団指導資料

小規模法人における内部牽制

島根県健康福祉部地域福祉課

説明項目

1. 不祥事の事例紹介・原因分析
2. 社会福祉法改正に伴う経営組織(理事会、評議員会)及び役員・評議員の位置づけ
3. 役員及び評議員に課せられる責任
4. 事務処理における留意事項
 - ・会計処理
 - ・契約事務
5. 専門家による支援

1. 不祥事の事例紹介・原因分析

不祥事の事例紹介・原因分析

○事例1

法人が運営する施設の元会計担当職員が、法人名義の口座から児童手当や施設の積立金等合わせて約1億5000万円を横領。また、金融機関が発行する残高証明書を改ざんしていた。



原因

- ・施設会計の通帳及び印鑑を自身のかばんで保管
- ・複数の職員によるチェック体制の未構築

不祥事の事例紹介・原因分析

○事例2

法人の元理事長が、勤務実態に即していない報酬を不当に受領。さらに嘱託医としての報酬も得ており、合わせて1億円以上を不当に受領していた。



原因

- ・理事として不適格（法人の私物化）
- ・報酬基準について、理事会・評議員会での審議が不十分

不祥事の事例紹介・原因分析

○事例3

前理事長の親族らの企業が所有する土地や建物5ヶ所に、不動産鑑定評価額を最大3.3倍上回る賃料を支払い、約9400万円の不正な利益を与えた。さらに、親族が経営する企業と架空の業務委託契約を結ぶなどして、約5500万円を不正に支出した。



原因

- ・特別の利益供与について、法令違反であることの認識不足
- ・理事会の形骸化(契約内容に対する議論が不十分)

2. 平成28年の社会福祉法改正に伴う 経営組織（理事会、評議員会）及び 役員・評議員の位置づけ

経営組織の在り方について

出典：厚労省資料
「社会福祉法人制度改革について」

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

<改正後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務（理事会への出席義務、報告義務等）、責任を法律上規定。

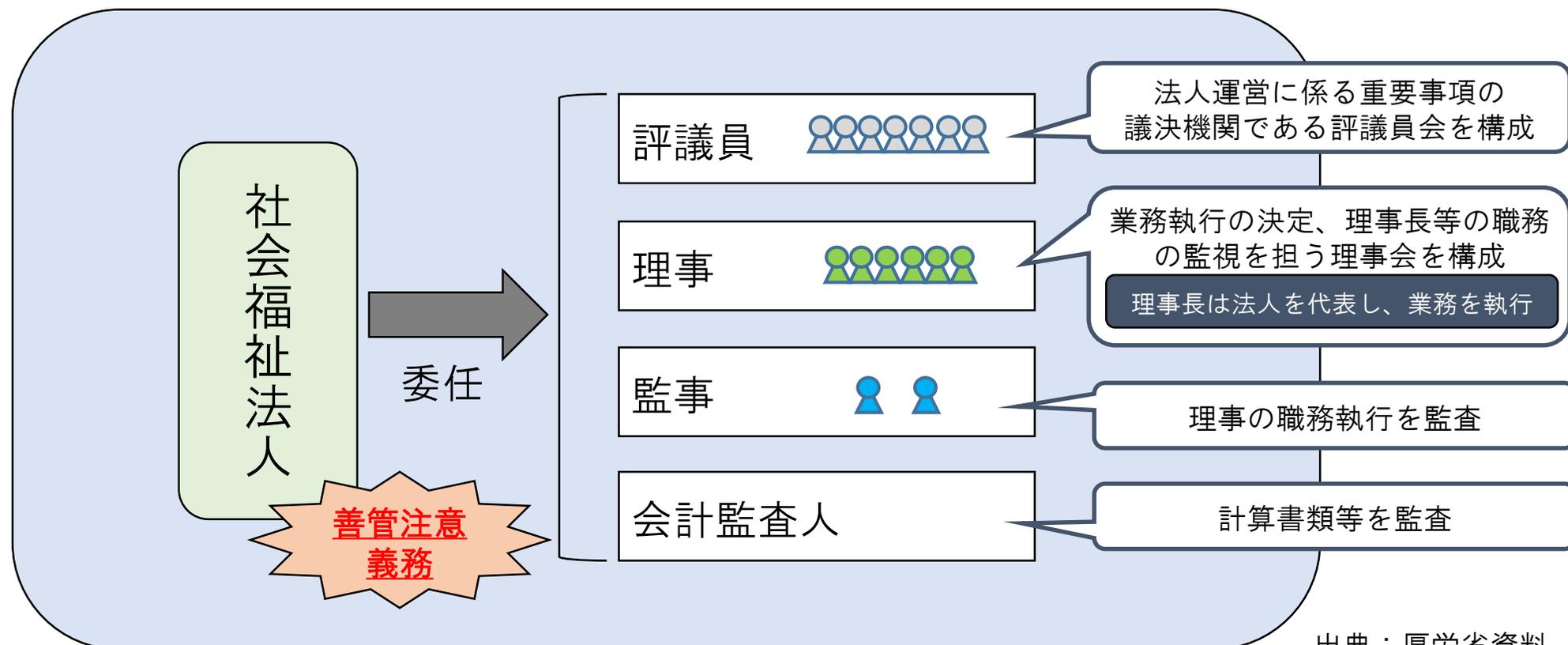
会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている（通知）。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け（法律）。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



3. 役員・評議員に課せられる責任 (損害賠償責任)

- 損害賠償責任
- 法人に対して(法第45条の20第1項)
 - 第三者に対して(法第45条の21第1項)

法人に対する損害賠償責任: **善管注意義務** を怠った場合

「役員又は評議員が、法人に対する責務を怠って法人に損害を与えた場合は、役員又は評議員がその損害を賠償する責任を負うことになる」

第三者に対する損害賠償責任

「役員又は評議員は、その職務を行うについて、悪意又は重大な過失があるときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」

特定理事による法人資金の私的流用及び法人資産私物化による特別監査

熊本県八代市所管 社会福祉法人〇〇会

特別監査による改善勧告内容

- ①第三者委員会を設置し、法人損害額の把握とその回復措置及び責任の所在等の提言を得ること。
- ②公用車について特定の理事が私物化していると判断されるため、当該車両を売却し、購入価格との差額を当該理事に弁済させること。
- ③役員を刷新する手続を進めること。なお、新役員は所轄庁が別途推薦する。
- ④理事長及び業務執行理事2名について、法人への関与を一切排除すること。

4. 事務処理における留意事項

事務処理における留意事項

○会計処理について

- ・望ましい体制

○契約事務について

- ・契約の相手方
- ・会計責任者と契約担当者の兼務

事務処理における留意事項 —会計処理について—

「業務の意思決定から執行まで1人の担当で完結できる体制」

→ 問題が起こりやすい体制 であるといえます。

※法人指導監査ガイドライン:

「会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか」

→ 直接の担当者以外の職員や、役員が重ねて確認を行う等の方法で
適正な会計処理を行ってください。

事務処理における留意事項 — 契約事務について(その1) —

○ 契約の相手方

- ・ 相手方が理事やその関係者である場合：利益相反行為に該当する可能性
当該契約行為を行うにあたっては、
理事会において、その理事が契約に関与することについて承認が必要です。
- ・ 相手方が役員や評議員、これらの者と経済的なつながりがある個人や法人であった場合には、特別の利害を与えてはなりませんので、契約に係る金額の算定については、透明性や妥当性を十分に検証する必要があります。

事務処理における留意事項 — 契約事務について(その2) —

○会計責任者と契約担当者の兼務

→相互牽制機能を確保する観点から 適当ではない と考えます。

〈理由〉

- ・契約締結、入札、支払までの一連の契約事務処理を1人の者で完結可能となり、どのような手続きが踏まれているかが不透明であるため。
- ・その者が急な事故等で業務が執行できなくなった場合に、事務の停滞を招く恐れがあるため。

事務処理における留意事項

法人における

会計処理及び契約事務のルール : 経理規程、契約規程 etc...

各規程に沿った処理が行われているか、また規程で定められた組織体制となっているか、ご確認ください。その上で、**現在の体制はどうか**、**もう一度見直しを行っていただくと幸いです**。

5. 専門家による支援

- ・一定の事業規模(収益30億円以上又は負債60億円以上)を超える法人

 - 会計監査人の設置が義務化(法改正により)

 - 一方で、上記以外の法人についても、財務会計に関する内部統制や事務処理体制の向上に対する支援について、専門家(公認会計士、税理士等)を活用することが望ましいとされました。

- ・法人運営について、法令等に照らし大きな問題がなく、また法人が行う事業について施設基準等に大きな問題がない法人において、専門家の所定の報告書を提出された法人については、所轄庁の判断で、監査の周期を延長することができる場合があります。

「専門家の支援」についてQ&A No1

Q 契約している税理士に、記帳代行と計算書類の作成を行ってもらっています。「専門家の支援」にあたりますか？

A 「専門家の支援」には該当しません。
「専門家の支援」とは、「別添2」(P21参照)に記載の支援項目の確認及びその事項についての所見を受けることをいいます。記帳代行や計算書類の作成(以下決算業務等)は、「専門家の支援」にはあたりません。
また、顧問契約等により会計や税務の相談対応等を受けている場合も、それ自体は「専門家の支援」にはあたりません。

Q 決算業務等を委託している税理士に「別添2」に基づいた支援項目の確認等を行ってもらい、報告書等の提出を受けました。「専門家の支援」にあたりますか？

A 「専門家の支援」に該当しません。
決算業務等を行う専門家は、「直接関与者」と考えられます。「別添2」に記載の支援項目の確認等を行ったとしても、「自己点検」にあたるため、監査周期の延長等を行うことはできません。

「専門家の支援」についてQ&A No2



税理士と顧問契約をしており、会計や税務の相談対応を受けています。さらに「別添2」記載の支援項目の確認等を受けて報告書の提出を受けています。



相談対応や指導業務を受けているのみであり、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に専門家が直接関与していない場合は、原則として自己点検には当たらず、「専門家の支援」を受けていると考えられます。



法人の評議員や監事が公認会計士／税理士です。専門家として支援を受けることはできますか？



可能です。ただし、法人の業務執行に携わることが無いよう支援内容には十分留意してください。

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書

別添2

×年×月×日

社会福祉法人×××

理事長 ×××× 殿

支援業務実施者

税 理 士 ××××

公認会計士 ××××

貴法人より委嘱を受け、令和○年○月○日から令和○年○月○日に社会福祉法人×××において実施した、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務は下記のとおりです。

記

支援項目及びその事項についての所見の詳細については別紙を参照ください。

本業務は、貴法人における「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を行うもので、所見への記載事項は、業務実施の過程で発見されたものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として、貴法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、所轄庁への報告及び貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には、事前に支援業務実施者の了解を得ていただくことが必要です。

以 上

専門家活用状況について 現況報告書に記載する際には注意してください

▶ 専門家の支援Q & Aを確認の上、間違いないよう記載してください。

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	税理士法人〇〇〇〇事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用〔年額〕（円）	1,000,000

おわりに

「小規模な法人の内部牽制」において最も重要な役割を担うのは
理事及び監事の皆様です。

それぞれに与えられた役割・権限をしっかりと理解し、内部牽制
が行き届いた法人運営を行っていただきたいと考えています。